一般契約書

ライセンスホルダー様の会社名	
ライセンスホルダー様の住所(番地、地名)	
ライセンスホルダー様の住所(都市名)	郵便番号
ライセンスホルダー様の国名	

(以下「顧客」という) と、

TÜV Rheinland LGA Products GmbH

テュフ ラインラント・エルケーアー プロダウツ ゲーエムヘーハー

(以下「TRLP」という)は、以下の通り契約を締結する。

- 1. 顧客は、TRLPの認証、検証および/または妥当性確認の制度に加わる権利を申請する。
- 2. TRLPおよび顧客は、

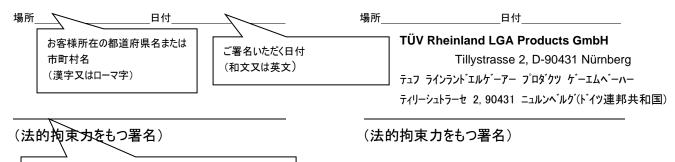
「TRLPの試験および認証規則」および適用される範囲の「テュフ ラインランド認証マーク一般使用条件」、 検証サービスの場合は「テュフ ラインランド検証ラベル一般使用条件」

を、相互の取引全てに渡り、当事者間の拘束事項として明確に理解したことを認める。

特に、新たな技術開発、法令、法的状況、裁判所の判決、管轄官庁による決定、認定機関および/または認定要求事項の変更、市場状況などにより、上記文書が将来改訂された場合も本拘束に従う。ただし、顧客が改訂通知を受け取ってから1ヶ月以内に本契約を解除した場合はこの限りではない。

顧客は顧客の署名をもって、上記の書類を受け取ったことを確認する。

- 3. 顧客がテュフ・ラインランド・グループを構成する別法人と契約を締結し、かつ、上記「試験および認証規則」の第1条に規定する範囲の試験ならびに/または品質マネジメントシステム監査および/もしくは認証、検証および/または妥当性確認を、当該契約の適用範囲としてTRLPが行う場合において、規定の内容に矛盾があるときは、以下の順序に従って、規定を適用するものとする。a.「TRLPの試験および認証規則」
 - b. 当該テュフ・ラインランド・グループ別法人の「一般条件取引」
 - c. 「テュフ ラインランド認証マーク一般使用条件」
 - d. 「テュフ ラインランド検証ラベルー般使用条件」
- 4. 本契約書は、本年12月31日までの一年目の契約期間に対して効力をもつ。また、当事者の一方が、11月15日までに文書により解除を通知しない限り、本契約書は更に次年に自動的に更新される。
- 5. 両当事者が本契約書の署名に電子署名を用いる場合、両当事者は、「eIDAS規則(EU規則 No. 910/2014)」の要求事項に 準拠した「高度電子署名」または「適格電子署名」の形式による電子署名のみを用いることに同意する。その場合、両当事者は、 電子署名形式を使用することにつき、明示的に同意する。
- 6. 本契約書は、国際私法および1980年4月11日採択の「国際物品売買契約に関する国際連合条約(国連売買条約)」を除き、 ドイツ実体法にのみ準拠する。本契約書に起因もしくは関連して生じるすべての紛争の裁判管轄地は、ドイツのケルンとする。



担当者様のご署名または、ご所属部署、事業部等の代表者様ご署名または電子署名をお願い致します。

(漢字又はローマ字)

付属書類 - TRLPの試験および認証規則

- ー テュフ ラインランド認証マーク一般使用条件
- ー テュフ ラインランド検証ラベル一般使用条件

As of: January 01, 2024, Rev. 4